

総合教育会議について

1. 地教行法の改正

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行、以下「法」）
新「教育長」の設置、総合教育会議の設置、大綱の策定 等

2. 総合教育会議の概要

地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、全ての地方公共団体に設置することとされた。

本会議は、地方公共団体の長と教育委員会が、以下の事項等について、協議・調整を行う場。（決定機関や諮問機関ではない）

（1）協議・調整事項（法第 1 条の 4 第 1 項）

- ・教育に関する大綱の策定
- ・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ・児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策

（2）構成員（法第 1 条の 4 第 2 項及び第 5 項）

地方公共団体の長及び教育委員会とする。必要に応じて、関係者又は学識経験者から意見を聴くことができる。

（3）招集（法第 1 条の 4 第 3 項及び第 4 項）

地方公共団体の長が招集する。必要があるときは、教育委員会から地方公共団体の長に会議の招集を求めることができる。

（4）公開、議事録（法第 1 条の 4 第 6 項及び第 7 項）

会議は原則公開とし、議事録を作成・公表するよう努めなければならない。

（5）その他（法第 1 条の 4 第 8 項及び第 9 項）

会議において調整された事項について、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議において定める。

熊本県総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、法に定めるもののほか、熊本県総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 会議は、知事が招集し、知事又は知事が指名した者が議長となる。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事項をあらかじめ熊本県教育委員会に通知して行う。ただし、急を要する場合については、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議は公開するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、出席者全員の同意を得なければならない。

(議事録)

第4条 会議の終了後は、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条により会議を非公開とした部分については、この限りではない。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、教育庁教育政策課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から適用する。